

○総務省告示第三百八十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の十第一項第二号ロ及び第三項第二号、別表第二号第12の4(4)オ並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第三百三十八号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるものうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年十一月二十九日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるものうち、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件

1 設備規則第四十九条の六の十第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

〔1〕 略

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

置 次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値又は同表の五の欄に掲げる許容値を適用する。なお、連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、各搬送波に関して、次の表の四の欄に掲げる許容値又は同表の五の欄に掲げる許容値を適用するものとする。

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注1)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値 (注2)	隣接チャネル漏えい電力の許容値 (注3)
二〇	二〇	一八	(一)五〇dBm (注4)	dBc(注4)
一〇	一〇	九	(一)五〇dBm (注4)	(一)二九・二
五	五	四・五	(一)五〇dBm (注2)	(一)二九・二

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値。

3 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値であり、dBは、電力の搬送波電力に対する比をデシベルで表したものをいう。

4 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、当該同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲に接する各搬送波の占有周波数帯幅以上の場合に限り適用する。

二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるものうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件

1 〔同上〕

〔1〕 同上

(2) 〔同上〕

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

置 次の(ア)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に應じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に應じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。この場合において、連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、各搬送波に関する(ア)又は(イ)の許容値を適用する。

(ア) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注1)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値 (注2)
二〇	二〇	一八	(一)五〇dBm(注2)
一〇	一〇	九	(一)五〇dBm(注2)
五	五	四・五	(一)五〇dBm(注2)

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、当該同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲に接する各搬送波の占有周波数帯幅以上の場合に限り適用する。

(イ) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注1)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値 (注2)
一五	一五	一三・五	(一)二九・二dBc(注3)
一〇	一〇	九	(一)二九・二dBc(注3)
五	五	四・五	(一)二九・二dBc(注3)

イ

連続する二又は三の搬送波を同時に送信する送信装置
 次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に幅射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値又は同表の五の欄に掲げる許容値を適用する。

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	離調周波数 (MHz) (注1)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値(注2)	
			(一) 50 dBμ	(二) 29.2 dBμ
五MHzと五MHzの組合せ	九・八	九・三		
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五	一三・九五		
五MHzと一五MHzの組合せ	一九・八	一八・三		
五MHzと二〇MHzの組合せ	二四・九五	二二・九五		
一〇MHzと一〇MHzの組合せ	一九・九	一八・九		
一〇MHzと一五MHzの組合せ	二四・七五	二三・二五		
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	二九・九	二七・九		
一五MHzと一五MHzの組合せ	三〇	二八・五		
一五MHzと二〇MHzの組合せ	三四・八五	三二・八五		
二〇MHzと二〇MHzの組合せ	三九・八	三七・八		
一五MHzと一五MHzと一五MHzの組合せ	四五	四三・五		

イ

連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置
 次の(ア)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に幅射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に幅射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

(ア) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五MHzと五MHzの組合せ	九・八	九・三	(一) 50 dBm
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五	一三・九五	(一) 50 dBm
五MHzと一五MHzの組合せ	一九・八	一八・三	(一) 50 dBm
五MHzと二〇MHzの組合せ	二四・九五	二二・九五	(一) 50 dBm
一〇MHzと一〇MHzの組合せ	一九・九	一八・九	(一) 50 dBm
一〇MHzと一五MHzの組合せ	二四・七五	二三・二五	(一) 50 dBm
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	二九・九	二七・九	(一) 50 dBm
一五MHzと一五MHzの組合せ	三〇	二八・五	(一) 50 dBm
一五MHzと二〇MHzの組合せ	三四・八五	三二・八五	(一) 50 dBm
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	三九・八	三七・八	(一) 50 dBm

(イ) 容値

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五MHzと五MHzの組合せ	九・八	九・三	(一) 29.2 dBc
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五	一三・九五	(一) 29.2 dBc

注 離調周波数は、送信周波数帯域(同時に送信する連続する二の搬送波の送信周波数帯域を合わせたものをいう。)の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

(二) 29.2 dBc (注3)
 注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 dBcは、電力の搬送波電力に対する比をデシベルで表したものをいう。
 3 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、当該同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲に接する各搬送波の占有周波数帯幅以上の場合
 により適用する。

一〇MHzと二〇MHzと	四九・七	四七・七
二〇MHzの組合せ		
一五MHzと一五MHzと	四九・八五	四七・八五
二〇MHzの組合せ		
一五MHzと二〇MHzと	五四・六五	五二・六五
二〇MHzの組合せ		
二〇MHzと二〇MHzと	五九・六	五七・六
二〇MHzの組合せ		

注1 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二又は三の搬送波の送信周波数帯域を合わせたものをいう。）の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

- 2| 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値。
- 3| 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値。dB_cは、隣接チャネル漏えい電力の搬送波電力（連続する二又は三の搬送波の電力の和とする。）に対する比をデシベルで表したものをいう。

〔3〕・〔4〕 略

2 設備規則第四十九条の六の十第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

- 〔1〕 略
- (2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

ウ| 「ア・イ 略」
連続する二又は三の搬送波を同時に送信する送信装置

前号(2)イの表の一の欄に掲げるチャネル間隔の組合せに応じ、希望波を定格出力で送信し、希望波から(±) F MHz (Fは同表の二の欄に掲げる離調周波数とする。以下、このウにおいて同じ。)離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(一十) F MHz (複号同順とする。)離れた周波数を中心とするB MHz幅 (Bは同表の三の欄に掲げる周波数幅とする。以下、このウにおいて同じ。)の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から(±) 2×F MHz 離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(一十) 2×F MHz (複号同順とする。)離れた周波数を中心とするB MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であることをいう。

五MHzと一五MHzの組合せ	一九・八	一八・三	(二) 二九・二 dBc
五MHzと二〇MHzの組合せ	二四・九五	二二・九五	(二) 二九・二 dBc
一〇MHzと一〇MHzの組合せ	一九・九	一八・九	(二) 二九・二 dBc
一〇MHzと一五MHzの組合せ	二四・七五	二三・二五	(二) 二九・二 dBc
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	二九・九	二七・九	(二) 二九・二 dBc
一五MHzと一五MHzの組合せ	三〇	二八・五	(二) 二九・二 dBc
一五MHzと二〇MHzの組合せ	三四・八五	三二・八五	(二) 二九・二 dBc
二〇MHzと二〇MHzの組合せ	三九・八	三七・八	(二) 二九・二 dBc

注1 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波の送信周波数帯域を合わせたものをいう。）の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

- 2 dB_cは、隣接チャネル漏えい電力の搬送波電力（連続する二の搬送波の電力の和とする。）に対する比をデシベルで表したものをいう。

〔3〕・〔4〕 同上

2 「同上」

- 〔1〕 同上
- (2) 「同上」

ウ| 「ア・イ 同上」
連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

(7) 同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが、五MHzと五MHzの組合せの場合希望波を定格出力で送信し、希望波から(±) 九・八MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(一十) 九・八MHz (複号同順とする。)離れた周波数を中心とする九・三MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から(±) 一九・六MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(一十) 一九・六MHz (複号同順とする。)離れた周波数を中心とする九・三MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であることをいう。

(4) 同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが、五MHzと一〇MHzの組合せの場合希望波を定格出力で送信し、希望波から(±) 一四・九五MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から

(イ) 一四・九五MHz (複号同順とする。) 離れた周波数を中心とする二三・九五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)二九・九MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)二九・九MHz (複号同順とする。) 離れた周波数を中心とする一三・九五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

(ウ) 同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せが、五MHzと一五MHzの組合せの場合希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)一九・八MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)一九・八MHz (複号同順とする。) 離れた周波数を中心とする一八・三MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)三九・六MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)三九・六MHz (複号同順とする。) 離れた周波数を中心とする一八・三MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

(エ) 同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せが、五MHzと二〇MHzの組合せの場合希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)二四・九五MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)二四・九五MHz (複号同順とする。) 離れた周波数を中心とする二二・九五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)四九・九MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)四九・九MHz (複号同順とする。) 離れた周波数を中心とする二二・九五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

(オ) 同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せが、一〇MHzと一〇MHzの組合せの場合希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)一九・九MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)一九・九MHz (複号同順とする。) 離れた周波数を中心とする一八・九MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)三九・八MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)三九・八MHz (複号同順とする。) 離れた周波数を中心とする一八・九MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

こと。

(カ) 同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せが、一〇MHzと一五MHzの組合せの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)二四・七五MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)二四・七五MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする二三・二五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)四九・五MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)四九・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする二三・二五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

(キ) 同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せが、一〇MHzと二〇MHzの組合せの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)二九・九MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)二九・九MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする二七・九MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)五九・八MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)五九・八MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする二七・九MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

(ク) 同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せが、一五MHzと一五MHzの組合せの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)三〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)三〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする二八・五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)六〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)六〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする二八・五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

(ケ) 同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せが、一五MHzと二〇MHzの組合せの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)三四・八五MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から

〔3 略〕

4 設備規則第四十九条の六の十第三項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種類	送信する搬送波の周波数帯	キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数
連続する搬送波による送信	二・三三〇MHzを超え二・三七〇MHz以下 又は三・四GHzを超え三・六GHz以下	三

〔5 略〕

6 設備規則別表第二号第12の4(4)オの総務大臣が別に告示する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合に当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	周波数の幅
〔略〕	〔略〕

〔3 同上〕

(一十) 三四・八五MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする三二・八五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から（±）六九・七MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）六九・七MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする三二・八五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

(コ) 同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せが、二〇MHzと二〇MHzの組合せの場合
希望波を定格出力で送信し、希望波から（±）三九・八MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）三九・八MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする三七・八MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から（±）七九・六MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）七九・六MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする三七・八MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

〔4 同上〕

送信の種類	送信する搬送波の周波数帯	キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数
〔同上〕	三・四GHzを超え三・六GHz以下	二

〔5 同上〕

〔6 同上〕

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	周波数の幅
〔同上〕	〔同上〕

<p>8 設備規則別表第三号 17 (3) の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>〔1〕 略</p>	<p>〔注〕 略</p>	一〇 MHz と二〇 MHz と二〇 MHz の組合せ	一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二〇・七 dBm 以下の値
		一、〇〇〇 kHz 以上	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 八・二 dBm 以下の値	
		五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 八・二 dBm 以下の値	
		五 MHz 以上四九・七 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一一・二 dBm 以下の値	
		四九・七 MHz 以上五四・七 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二二・二 dBm 以下の値	
		一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二〇・七 dBm 以下の値	
		一、〇〇〇 kHz 以上	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 八・二 dBm 以下の値	
		五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 八・二 dBm 以下の値	
		五 MHz 以上四九・八 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一一・二 dBm 以下の値	
		四九・八 MHz 以上五四・八 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二二・二 dBm 以下の値	
一五 MHz と二〇 MHz と二〇 MHz の組合せ	一、〇〇〇 kHz 以上	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 八・二 dBm 以下の値		
五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 八・二 dBm 以下の値			
五 MHz 以上五四・六 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一一・二 dBm 以下の値			
五四・六 MHz 以上五九・六五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二二・二 dBm 以下の値			
五九・六五 MHz 以上二〇 MHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二二・二 dBm 以下の値			
一、〇〇〇 kHz 以上	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 八・二 dBm 以下の値			
五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 八・二 dBm 以下の値			
五 MHz 以上五九・六 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一一・二 dBm 以下の値			
五九・六 MHz 以上六四・六 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二二・二 dBm 以下の値			

8 〔注〕 同上

〔1〕 同上

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
〔略〕	〔略〕
一、〇〇〇 MHz 以上一・八 GHz 未満（一、八四五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。）（注4）	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三〇 dBm 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満（一、四七五 MHz 以上一、五一〇 MHz 以下、一、八〇五 MHz 以上一、八四五 MHz 以下、一、八四五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下、二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以上四・九 GHz 以下を除く。）（注5）	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三〇 dBm 以下の値
一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下（注5）	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）五〇 dBm 以下の値
一、八〇五 MHz 以上一、八四五 MHz 以下（注5）	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）五〇 dBm 以下の値
一、八四五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）五〇 dBm 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下（注5）	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）四一 dBm 以下の値
二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）五〇 dBm 以下の値
二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）五〇 dBm 以下の値
三・四 GHz 以上四・一 GHz 以下（注5）	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）五〇 dBm 以下の値
四・五 GHz 以上四・九 GHz 以下（注5）	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）五〇 dBm 以下の値

〔注1 略〕

2 注1の規定にかかわらず、一、三三〇 MHz を超え二、三七〇 MHz 以下又は三・四 GHz を超え三・六 GHz 以下の周波数のうち連続する二又は三の周波数の搬送波を同時に送信す

(2) 〔同上〕

周波数	不要発射の強度の許容値
〔同上〕	〔同上〕
一、〇〇〇 MHz 以上一・八 GHz 未満（一、八四五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。）	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三〇 dBm 以下の値
一、八四五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）五〇 dBm 以下の値
二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）五〇 dBm 以下の値
二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）五〇 dBm 以下の値

〔注1 同上〕

2 注1の規定にかかわらず、三・四 GHz を超え三・六 GHz 以下の周波数のうち連続する二の周波数の搬送波を同時に送信する送信装置にあっては、送信周波数帯域（当該連

る送信装置にあつては、送信周波数帯域（当該連続する二又は三の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが五MHzと五MHzの組合せの場合は一・九・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一〇MHzの組合せの場合は一・二・四・二五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一五MHzの組合せの場合は一・二五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが四・二・二五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが三・四・八五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇MHzと一五MHzの組合せの場合は一・一五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一・〇MHzと二〇MHzの組合せの場合は一・四・二・五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一・〇MHzと二五MHzの組合せの場合は一・二五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが二〇MHzと二五MHzの組合せの場合は一・五・七・二七五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが二五MHzと二五MHzの組合せの場合は一・四・二・四・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが二五MHzと二五MHzの組合せの場合は一・五・七・二七五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが二五MHzと二五MHzの組合せの場合は一・四・二・四・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一・五MHzと二五MHzの組合せの場合は一・五・七・二七五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが二〇MHzと二五MHzの組合せの場合は一・四・二・四・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが二五MHzと二五MHzの組合せの場合は一・四・二・四・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一・五MHzと二五MHzの組合せの場合は一・五・七・二七五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが二〇MHzと二五MHzの組合せの場合は一・四・二・四・七MHz以上離れた周波数帯に限り、この表の許容値を適用する。

- [3] 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略

(3) (4) 略

続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが五MHzと五MHzの組合せの場合は一・九・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一〇MHzの組合せの場合は一・二・四・二五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一五MHzの組合せの場合は一・二五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが四・二・二五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが三・四・八五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇MHzと一五MHzの組合せの場合は一・一五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一・〇MHzと二〇MHzの組合せの場合は一・四・二・五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一・〇MHzと二五MHzの組合せの場合は一・二五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが二〇MHzと二五MHzの組合せの場合は一・五・七・二七五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが二五MHzと二五MHzの組合せの場合は一・四・二・四・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが二五MHzと二五MHzの組合せの場合は一・四・二・四・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一・五MHzと二五MHzの組合せの場合は一・五・七・二七五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが二〇MHzと二五MHzの組合せの場合は一・四・二・四・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが二五MHzと二五MHzの組合せの場合は一・四・二・四・七MHz以上離れた周波数帯に限り、この表の許容値を適用する。

- [3] 同上
- [新設]
- [新設]
- [新設]

(3) (4) 同上

備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。